

令和5年 6月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年6月20日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	10名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	8番 増 淵 勝	9番 高橋久美子
		10番 小池 毅	11番 渡邊 悦子		
欠席農業委員	5名	齋藤 敏夫			
出席推進委員	19名	12番 柏 木 武	13番 福田 富美男	14番 大島一比古	15番 富田 順子
		16番 福田 正明	17番 神山 守	18番 村上 隆	19番 酒主 学
		20番 星野由起夫	21番 西 卷 光次	22番 福田 浩一	23番 柴田 洋一
		25番 福田 重勝	26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾	28番 阿久津文枝
		29番 大貫 宣秀	30番 佐藤 修一	31番 小倉 政一	
欠席推進委員	24番 吉原 浩之				
傍 聴 人	なし				

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第13号	農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
第4	報告第14号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第15号	農地法第18条（通知）について
第6	推薦第4号	日光市農政対策協議会理事の推薦について
第7	議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第40号	農地法第4条の規定による許可申請について
第9	議案第41号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
第10	議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
第11	議案第43号	非農地証明願について
第12	議案第44号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第13	議案第45号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第14	議案第46号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

小又一美事務局長 | それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。
本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たして

おりますので、本総会は有効に成立しております。

齋藤敏夫委員から欠席をする旨の届け出がありましたので報告します。

また、推進委員の吉原浩之委員から欠席をする旨の届け出がありました。

推進委員につきましては、20名中19名の出席であります。

また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和5年6月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。

小又一美事務局長

(議事日程を朗読)

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。11番 渡邊悦子委員、1番 川村耕一委員を指名いたします。

福田 絹江 議長

日程第2「会期の決定」を行います。

本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。

それでは、議事に入ります。

なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第13号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

報告第13号「農地法第5条の規定による許可処分の取消について」ご説明いたします。

総会資料1ページをお開きください。

こちらは平成12年7月17日、上農振第5-20061号で許可された案件です。取消事由につきましては、当初釣堀の計画をしましたが、今般計画を見直した結果、正式に計画を中止したいため、今回取消願をするものです。

以上となります。

福田 絹江 議長

報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第4、報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

総会資料2ページをお開き下さい。

報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご

説明いたします。

先月の5条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年5月22日。許可日および指令番号につきましては、令和5年5月22日、日農委指令第5－9号で許可書を発行しております。

以上でございます。

報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（ 「なし。」との声あり ）
それでは、次に移ります。

福田絹江議長

福田絹江議長 日程第5、報告第15号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（ 永吉副主幹挙手 ）
はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹 報告第15号 農地法第18条（通知）について、ご説明いたします。総会資料は、3ページから4ページとなります。

本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は6件で、申請番号1番が農業委員会扱い、2番5番が市農業公社扱い、申請番号3番4番6番が農地中間管理事業の解約となります。

以上ご報告いたします。

報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（ 「なし。」との声あり ）
それでは、次に移ります。

福田絹江議長

福田絹江議長 日程第6、推薦第4号「日光市農政対策協議会理事の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（ 吉澤係長挙手 ）
はい、吉澤係長。

吉澤喜代子係長 推薦第4号「日光市農政対策協議会理事の推薦について」ご説明いたします。総会資料5ページをお開きください。

日光市農政対策協議会は、農政意識の高揚を図り、自らの団結により農政活動を行い、社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的としております。

今回、日光市農業委員会の委員から日光市農政対策協議会理事1名の推薦を求めるものです。

任期につきましては、1年間となっております。現在の任期は令和4年7月1日から令和5年6月30日までですので、次の任期は令和5年7月1日から令和6年6月30日までとなります。

以上です。

説明が終わりました。

ここで、皆様にお諮りいたします。

推薦についてですが、どのような方法がよろしいでしょうか。
（ 加藤委員挙手 ）
はい、加藤委員。

指名推薦でお願いしたいと思います。

ただいま、指名推薦との声がありました。

福田絹江議長

加藤英利農業委員

選任の方法は、指名推薦にすることにご異議はございませんか。
 (「異議なし。」との声あり)
 異議なしとの声がありましたので、選任方法は、指名推薦とすることに決しました。
 次に、どなたを指名するかお諮りいたします。
 (加藤委員挙手)
 はい、加藤委員。
 日光市農政対策協議会は、当市の農政活動にかかる重要な組織です。で、会長の福田絹江委員を指名したいと思います。
 ただいま、会長を指名するとの声が上がりました。
 それでは、会長を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、日光市農政対策協議会理事の推薦については、会長の4番福田絹江を推薦することに決しました。

福田絹江議長 日程第7、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。小池部会長から全体説明をお願いします。
 (小池毅農業委員挙手)
 はい、小池部会長。
 担い手育成部会の小池です。今月は当部会で担当しました。
 現地調査は6月16日金曜日、合計の調査件数は18件あります。
 1班は小池、福田委員、富田委員、福田会長、事務局鯉沼主査で対応しました。
 2班は高橋久美子副部会長、神山委員、大島委員、事務局吉澤係長、永吉副主幹で対応しました。
 議案の説明者であります。議案第39号1番が神山委員、2番が大島委員、3番が富田委員、4番が神山委員、5番が神山委員、6番が福田委員、7番が小池、8番が高橋副部会長、議案第40号及び第41号を事務局より説明いたします。
 続いて、議案第42号の1番が事務局、2番が福田委員、3番が大島委員、4番・5番が福田委員、続いて議案第43号の非農地証明願いですが、1番大島委員、2番富田委員、3番福田男委員、4番大島委員、5番が富田委員、6番が神山委員、以上になります。
 ありがとうございます。
 それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。
 (神山守推進委員挙手)
 はい、神山守委員。

福田絹江議長 わたしは議案第39号の1番を担当いたしました。
 本申請は、日光市木和田島地内において、売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等については資料のとおりです。
 位置図による説明。申請地は、木和田島地内、今市消防署大沢分署から南東に約1.6キロ離れた所に位置します。
 案内図による説明。県道、通称新里街道を今市消防署大沢分署から宇都宮方面に約1.5キロ進み右折し、300メートル先を左折し、20

0メートル先の左手に位置します。

公図による説明。登記簿地目は田で、現況も田です。

譲受人は農地を適切に管理し、家族2名で、水稻及び夏野菜、キュウリ、ナス、里芋等を栽培しております。現状も田、きちんと管理されていて、購入後も水稻の作付けを予定しているとのことでございます。以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

このことよって、ご審議よろしくお願ひいたします
以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(高橋久美子副部長挙手)

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員

ただ今の説明のとおり適切に管理していますので、問題ないとの部会の統一見解です。ご審議お願ひいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」との声あり。)

福田 絹江 議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員

わたしは議案第39号の2番を担当いたしました。

本申請は、日光市手岡地内において、親子間の贈与を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は、落合地内、落合中学校から東へ約2キロメートルに、一級河川 板橋川の下の内橋を左折して、300メートルほど行った所に申請地があります。

申請地は4筆4箇所となっております。

1023-1、1033-2は高台となっていて、高低差があり連絡はとれない位置関係にあります。

公図による説明。

登記簿地目は、1671は田で、1037は畑となっております。残る2筆は、高台となっており、畑となっております。現況は、1筆は田で、残り3筆は畑となっております。

高台にある2筆は、以前は板橋川からポンプアップして水稻を作付けしていたと譲受人は話していました。

現況と公図が異なっていますが、周囲はすべて譲受人の親族の所有です。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、草刈は行っております。

申請地は、譲受人宅のすぐそばです。

譲受人は贈与後、水稻と大豆を作付けする予定の申請をしております。
以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田絹江議長 以上であります。
ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。
(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員 はい、高橋副部長。
今の説明にもあったように、小さい2筆は公図が古くて、現況とずいぶん違っていて、確認するのもにも苦労しました。
申請人本人から、話を聞くことが出来て、確認を取ることが出来ました。

福田絹江議長 また、周囲の農地は、申請人宅の所有でありますし、今回は親子間の贈与でありますので、問題はないと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」との声あり)
それでは、採決に移ります。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員であります。
番号2番について、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
(富田順子推進委員挙手)

富田順子推進委員 はい、富田委員。
6ページ、わたしは議案第39号の3番を担当いたしました。
本申請は、日光市大室地内において、売買を目的とした3条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地については資料のとおりです。
申請地は、大室地内、大室交差点から北へ600メートルいった場所に位置しています。
県道大桑大沢線、大室から北へ行きますと、600メートル先の両側に位置しています。
登記簿地目は田、現況は一応、田です。
一応と言いますのは、現地は湿田でした。
譲受人は、耕作農地を適切に管理し、家族2人で水稻作付けをしています。
今回申請地は、譲受人宅の近くであり、購入後は、水稻の作付けを予定しております。
農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。
(小池毅部会長挙手)

小池毅農業委員 はい、小池部会長。
 写真を見てのとおり、現地に行ってから、これを水田に戻すのは大変かなと思ったのが、第一印象でした。
 以前にも、こういう条件のところを改田した実績があると聞いて、これを水田に復活することを逆に、見守っていきたいと考えました。
 以上です。

福田絹江議長 ただいま、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員 はい、加藤委員。
 4筆であれば写真は何枚かありますか。1枚の中に何筆かあるということですか。
 一体となってしまっている状態です。

鯉沼慶主査 田になりますか。
 加藤英利農業委員 部会としては見守っていきたいと考えています。
 小池毅農業委員 わかりました。
 加藤英利農業委員 他にありませんか。
 福田絹江議長 他にありませんか。
 (大島一比古推進委員挙手)

大島一比古推進委員 はい、大島委員。
 現況はいずれにしても、売買で、譲受人、譲渡人、この方の営農の資格は確認をしているのでしょうか。
 営農としてできる実績を、検証してやれるのかどうか。
 事務局の資料にでているのでしょうか。
 後日、転用でも出るのでしょうか。
 (小池農業委員挙手)

福田絹江議長 はい、小池部会長。
 小池毅農業委員 資料を見る限り、水稻の作付け1町歩をやっているということで、農業者ざっくばらんに言うと、五反歩要件といった、今まであった要件は、クリアしています。
 今は五反歩要件も無くなりましたので、農地の取得は問題ないかと考えます。
 所有する農機として、トラクター、噴霧器、その他器具とあります。
 あとは、知る範囲ですが、家族2人で農業をやるといっただけの情報ですけれども、申請の段階で、事務局から以前も改田した実績はあったと聞いていました。部会で把握しているのは、資料のとおりとなり、そういった経緯となります。

大島一比古推進委員 分かりました。
 参考に、機械の具備装備してあるのは、そこまでは農業委員会では、確認は義務付けられていないのでしょうか。
 後々、自己申告で農業を営む、営業できるという書類申請で承諾しているのですか。

福田絹江議長 事務局、説明をお願いします。
 鯉沼慶主査 基本的には、従事日数・機械ですが、そういった要件を書類での審査で確認しています。

大島一比古推進委員 分かりました。結構です。
 福田絹江議長 他に何かありますか。
 (「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは、採決に移ります。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。

よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました

福田 絹江 議長

続きまして、番号4番について、担当委員の報告を求めます。

(神山守委員挙手)

はい、神山委員。

神山守推進委員

わたしは議案第39号の4番を担当いたしました。

本申請は、日光市水無地内において、親子間贈与を目的とした3条申請となります。譲渡人、譲受人、申請地については資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は、水無交差点から北へ約650メートル進むところです。

水無交差点から北へ650メートル進み、左折したところにあります。

水無交差点から日光街道を北西に進み、並木道に入って、今は通行止めになっている場所の路側帯がありますが、その左側にあります。

ここに2筆ありまして、426-56と、57があります。

次に水無交差点から約400メートル進みまして、それを左側に曲がります。そこに、蕎麦屋がありまして、それを通過しましてT字路にぶつかったところに1筆あります。これが、704番となります。

それを更に、400メートル進み、右折した150メートル位のところが789番地になります。この4筆になります。

登記簿の地目は田、現状も田です。

譲受人は、適切に耕作しており、家族3名で水稻、野菜関係を作付けしております。こちらが789番地です。これが704番地です。

こちらが、426-56、57、こちらが、1つにまとまっていますが、この辺で分かれているところです。今回申請地は、譲受人、譲渡人、親子関係ということですので、耕作地も近くにありまして、贈与の手続き、水稻の作付けを予定しているということです。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

続きまして、現地調査後の検討・協議の結果についてから報告願います。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員

写真でも分かるように、4筆ともに、良く管理されておりました。親子間贈与ですので、特に問題は無いと思います。

ご審議、よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員
吉澤喜代子係長
高橋久美子農業委員

この写真だと、1枚足りないけど、何か説明くれますか。
線を1本、真ん中に引き漏れました。失礼しました。

福田絹江議長

ここは、以前は並木の傍に家があったお宅です。
並木の傍だと危険ということで、白い車が見える所が自分の農地だったんですが、そこに家を建てたいと申請があったお宅です。クランクになっていますが、赤い線は自宅の前から2箇所折れているのが正解だと思います。そのように確認してきました。

福田絹江議長

ただいまの説明で、よろしいでしょうか。
（「はい。」との声あり。）
他に何か説明があればお受けいたします。
（「なし。」の声あり）
番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長

（全員挙手）
挙手全員であります。
よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号5番について、担当委員の報告を求めます。
（神山守推進委員挙手）

神山守推進委員

はい、神山委員。
引き続きよろしく願いいたします。
わたしは議案第39号の5番を担当いたしました。
本申請は、日光市長畑地内において、売買を目的とした3条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地については、資料のとおりです。
位置図による説明。長畑交差点から北へ約290メートル先に、3041番地と3043番地の申請地があります。さらに、260メートル位進んだ右側に、もう一つの申請地2946番地の申請地があります。
公図による説明。登記簿地目は、3043番地、3041番地は田で、現況も田です。
2946番地は、登記簿が畑で、現況は田となっております。
譲受人は、耕作農地を適切に管理し、家族2名で、水稻及びソバを作付けしています。
今回の譲受人は、自宅も近くであり、購入後も、水稻栽培の作付けをする予定であります。
以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

報告ありがとうございました。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
（高橋久美子農業委員挙手）

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部会長。
近くの土手の草刈をしていた、譲受人本人にお話を伺うことができました。周りを綺麗に管理されていたので、購入後も適切に耕作してもらえenと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

吉澤喜代子係長

先ほどの写真、事務局お願いいたします。
こちらが、3041番地で、奥目の方に土手がありますが、譲受人に確認しまして、公図とは違いますが、土手があるけれど1枚ということで確認は取れています。

加藤英利農業委員
吉澤喜代子係長

こちら、ちょっと変形しているような形ですが、公図と同じ方向の公図の左上側の、3043番地のものになります。

これは1枚の田なのか。

3043番地が1枚で、3041番地は真ん中に土手がありますが、公図上は1枚でした。

現地に行って、譲受人に確認したところ、公図と現況が違うが、現況のとおりと言うことで、説明を受けました。

今も譲受人が全部作っているということか。

そうです。

これは売買である。親戚同士なのか。こんな単純に考えて良いのか。周囲の土地は誰のものなのか。

加藤英利農業委員
吉澤喜代子係長
加藤英利農業委員

吉澤喜代子係長

周りも、譲受人が耕作をしていましたので、借りているか、所有しているか農地台帳を確認しますので、少々お待ち下さい。

高橋久美子農業委員

譲受人が、「この辺は、私がすべて作っている」と言っていました。

所有しているとは確認しませんでした。

「買ってくれと頼まれるので買うんだ」とは言っていました。

あと、現地では、土手がどうと言う話はしたのですが、実際この形の確認はしませんでした。

吉澤喜代子係長

農地台帳を確認しました。周囲全筆とも譲受人が所有しているということです。

福田絹江議長

ただ今のような説明がありましたので、納得していただきましたでしょうか。

加藤英利農業委員

という言うことは、この譲受人がずっと前から作っているということか。

高橋久美子農業委員

そうです。

福田絹江議長

他に、何か質問があれば、お受けします。

(「なし。」の声あり)

福田絹江議長

それでは、採決に移ります。

番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員であります。

よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号6番について、担当委員の報告を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

福田富美男推進委員

はい、福田委員。

わたしは議案第39号の6番を担当いたしました。

本申請は、日光市栗原地内において、売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地については、資料のとおりです。

申請地は、藤原地内、国道、栗原交差点から300メートル北に入ったところ です。

栗原交差点の手前に、ゴルフ場に入る右折する場所があります。そこから入るのが便利なので、そこから入りました。

登記簿地目は田、現況も田です。

現地には、季節の野菜が順番に作付けされていて、管理されていました。譲受人は、農地を適切に管理し、1名で、季節の野菜を作付けしています。

今回の申請地は、譲受人の近くであり、購入後も、季節の野菜の作付けを予定しています。

また、譲受人は、この土地を10年以上前から借地として、利用しているそうです。

なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします

福田絹江議長 報告ありがとうございました。

小池毅農業委員 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員 この案件は、今年の3月まででしたら取得できない案件なのですが、政令変更により五反歩要件がなくなって、農家でない人も農地が買える初めての案件となります。

慎重に審議は行いましたが、譲受人は以前から農地を借受けて耕作していて、今回この機会に農地を取得したいと申請がありました案件で、手続き上問題がないので、このとおり許可することと、部会として考えました。

福田絹江議長 以上です。

ありがとうございます。

報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

柏木武推進委員 (柏木武推進委員挙手)

はい、柏木委員。

柏木武推進委員 新規で大変ありがたいですけど、買ってから、畑にするのですか、田にするのですか。

福田富美男推進委員 買ってからも、季節の野菜を作付けしていく予定だそうです。

柏木武推進委員 現況は田ですが。

福田富美男推進委員 現況は田ですが、畑に転用している訳ではないので、現況は田です。季節の野菜を作付けしていく予定だそうですので、地目は田のまま畑を耕作していくと思います。

柏木武推進委員 農機具は何があるのですか。

福田富美男推進委員 管理機、トラクターなどがありました。

柏木武推進委員 わかりました。

福田絹江議長 よろしいでしょうか。他に何かあれば、質問をお受けいたします。
(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 それでは、採決に移ります。

番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員であります。

よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号7番について、担当委員の報告を求めます。
(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員 はい、小池委員。

それでは、議案第39号の7番について説明いたします。

本申請は、日光市高德地内において、売買を目的とする、3条申請となります。

譲渡人、譲受人、申請地については、資料のとおりとなります。

位置図による説明。申請地は高德地内、新高徳駅から南東に150メートルのところに位置します。

案内図による説明。会津西街道中岩橋から、鬼怒川方面へ300メートルのところを右折して、30メートルの位置が申請地となります。

登記簿地目は田、現況も田です。

譲受人は、農地として野菜を作付けしています。購入前から野菜の作付けをしており、購入後も野菜の作付けをしていくということです。先ほどの案件と同じように、購入前から作付けが行われています。こちらと同じように、農家でない人の農地取得にあたります。

説明は以上になります。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部長。

これも、6番の案件と同じく、下限面積が変更されて出てきた案件です。

本人は、管理機と動噴を所有しています。

既に野菜の作付けを行っているので、これからも同じように作付けを行っていただけたと思います。

福田 絹江 議長

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい 川村委員。

小池毅農業委員

どんな野菜を作っていますか。

写真で見てのとおりですが、絹さや、葉物野菜、一部花壇のようになっていますが、季節のうちで色々作っているようです。

福田 絹江 議長

補足というか、私も現地を確認にいきました。この土地の隣地に、住宅を構えていらっしゃる方で、以前非農地案件な方で、当時は五反歩要件を満たすことが出来なかったのが、宅地の部分だけ購入した経緯がありました。今回申請に出された土地が宅地の続きにありまして、その土地をずっと花壇や畑として管理利用していたということで、今回、下限面積の変更によって、この土地を求めることになったという説明も受けてまいりました。

福田 絹江 議長

何か他に説明はありませんか。

(「なし」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは、採決に移ります。

番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。

よって、番号7番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号8番について、担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋久美子委員。

わたしは議案第39号の8番について担当いたしました。

総会資料は、同じく7ページです。

本申請は、日光市森友地内において、売買を目的とした3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地については、資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は森友地内です。日光市役所から東へ約780メートルに位置しています。

案内図による説明。国道119号線の七本桜交差点を宇都宮方面へ約320メートルいった、車のディーラーがあるところを右折したところに申請地があります。

公図による説明。申請地は2筆で、登記簿地目は、山林と田、現況は田です。

現地の一部は、防草シートが敷いてあるところに5畝作っており、ピーマン、唐辛子類が栽培されています。

大きいハウスがあります。その奥にはビニールハウスとハウスがあります。

譲受人は、耕作農地を適切に管理し、水稻及び花卉を栽培しています。

今回の申請地は、譲受人宅の近くであり、約5キロメートル程だそうです。

購入後は、花卉の栽培を予定しています。利用権はありません。

なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池部会長。

実はこの防草シートの下には、碎石が敷かれていて、現状、以前まで駐車場として自動車が停められていた事実があり、その奥に畑として作付けされています。防草シートの下が砂利敷きということで、この件について色々協議しましたが、譲受人も正直今後も駐車場として使うことになりうるということで、今後速やかにこの部分を分筆したのち、転用申請をするという約束を取り付けて、この案件については許可相当としたいということです。譲受人、譲渡人から、その旨の誓約書をいただいております。

よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

事務局に届いていますか。

小又一美事務局長

はい、ございます。小池部会長からお話がありましたとおり、早急に農地以外の部分について非農地として取り扱う旨の誓約書が出ております。

福田 絹江 議長

ただいま、現地の説明、部会での報告並びに、事務局からの補足がございました。

ここで、調査部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(大島一比古推進委員挙手)

大島一比古推進委員

はい、大島委員。

調査、しっかり見てきていただいて、防草シートの下に砂利があった

ということですが、3条なので、後の結果の申請はどうであれ、今日の審議する場合は、過去の前例を見ても、すべて始末書、顛末書を出してもらうべきなのではないでしょうか。

過去にも、始末書を取っているのだから、それは、もらうべきなのではないでしょうか。いかがでしょうか。砂利だから機械が入らないというのは、基本的には、今までもみな取っていますよね。取らなかったら、第三者から見たらおかしいとなるのではないですか。やっぱり、形式上でももらうものはもらう。5条であれ、何条であれ申請してくるのは、時点審査ですから、もらうものはもらう。そうでないと、何でもありとなってしまう。

(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長
小池毅農業委員

はい、小池委員。

始末書については、「農地から農地じゃないもの」に転用になる場合に提出してもらうので、今回は「農地から農地」なので、「農地から農地ではないもの」を始末書扱いにすると、3条の扱いではなくなってしまう。今後あらためて転用の申請があった場合、それが5条申請か、非農地証明になるのかわかりませんが、その際には、場合によっては、始末書となるかと思います。

大島一比古推進委員

了解しました。わかりました。

「農地で農地申請だから」、そういうことであれば、やむを得ないと思います。その時点でまた、確認していただいて。先ほどの意見は撤回します。

福田絹江議長

その他、何かご質問はありますか。ご質問ありましたら、お受けいたします。

福田絹江議長

(「なし。」の声あり)

それでは、採決に移ります。

番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号8番は、原案のとおり許可することに決しました。

ただいまの案件につきましては、事務局からも指導をお願いします。

福田絹江議長

それでは、引き続き、日程8議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」議題として、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。総会資料は8ページの1番です。

この案件は、令和5年4月に用途区分変更妥当ということで決定を受けた案件です。用途区分の変更が済みしましたので、4条申請がありました。なお、事務局で6月19日に現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。申請人及び申請地等は資料のとおりです。

位置図ですが、猪倉交差点から西へ1.4キロメートルに位置した場所です。

案内図です。猪倉交差点から県道を西へ1.5キロメートル進み、右

折して北東へ200メートル進んだ左側に申請地があります。公図です。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が田、北側と西側は宅地、南側は道路です。

申請人は水稲12ヘクタール、そば2ヘクタール及びアスパラガス30アールを生産している専業農家です。現在自宅敷地内に農業用の建物が2棟ありますが、近年の事業拡大により農作物の保管場所や肥料、農薬等の置場が不足し困窮しています。そのため、今般申出地に農業用倉庫を建築し農業用倉庫敷地として利用したく申し出るものです。

申請地に建築面積162.00㎡の農業用倉庫を建築し、農機スペースや農作業用スペースを確保し、農業用倉庫敷地として利用する計画です。雨水は場内砂利敷とし敷地内浸透処理します。給水、汚水・雑排水はありません。

総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

写真ですが、6月19日に撮影したものです。現地は変化がなかったことを報告いたします。

以上となります。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、そのことについて、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第9議案第41号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題として、番号1番から2番について関連がございますので、事務局の一括での説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉 沼 慶 主 査

はい、鯉沼主査。

総会資料9ページをご覧ください。

1番と2番についてですが、関連する案件ですのでまとめて説明いたします。

本申請は、資材置場を目的として令和3年8月20日付け日農委指令第5-26号から27号で一時転用の許可を受けた案件です。

変更理由でございますが、シールドマシンによる掘削を行っていますが、岩盤が想定より硬く進捗に遅れが生じているため、思川開発導水路工事の資材置場として継続して利用したく事業計画期間を延長するものでございます。

今回、工期計画を令和6年8月20日から令和9年8月20日まで3年間延長するものです。

以上でございます。

福田 絹江 議長

それでは、番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。

福田 絹江 議長 よって、1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
 続きまして、番号2番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 福田 絹江 議長 挙手全員であります。
 2番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 続きまして、番号3番について、事務局からの説明を求めます。
 (鯉沼慶主査挙手)
 鯉沼 慶主査 はい、鯉沼主査。
 総会資料10ページをお開きください。
 本申請は、資材置場を理由として、平成17年9月13日、栃木県指
 令上農政第5-20063号で、農地法5条の許可を受けた案件です。
 変更理由でございますが、資材置場の転用許可後、造成工事を行う前
 に資金不足により、現在に至っております。今回、承継者が申請地を
 譲り受けて、資材置場として利用したく事業計画申請がありましたので、
 承継者の変更をするものです。
 なお、事業計画変更後の5条許可申請が、議案書11ページの1番に
 ございます。
 以上でございます。
 福田 絹江 議長 ありがとうございます。
 この説明について、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長 それでは、番号3番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛
 成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 福田 絹江 議長 挙手全員でございます。よって、番号3番は、原案のとおり変更妥当
 とすることに決しました。

福田 絹江 議長 続きまして、日程10議案第42号「農地法第5条の規定による許可
 申請について」を議題として、番号1番について、事務局の説明を求め
 ます。
 (鯉沼慶主査挙手)
 鯉沼 慶主査 はい。鯉沼主査。
 総会資料11ページの1番です。
 譲渡人、譲受人、申請地は、資料のとおりです。
 大室地内において、賃貸借により、資材置場を目的とした5条申請で
 す。
 位置図ですが農村環境改善センターから、西に350メートル程に位置
 しております。
 案内図です。農村環境改善センターから、西に350メートル程進んだ
 右手に、申請地があります。
 公図です。申請地は2筆で、登記簿地目は畑と宅地、現況は、すべて
 畑です。周囲の状況は、東側と西側が宅地、南側が道路、北側が青地で
 す。
 申請人は、日光市を中心に、栃木県内の建築建設工事における、建築
 工事を主体とした、請負工事業者です。
 近年、リフォームの注文が増えており、現在の資材置場では手狭なた

め土地を探していたところ、申請地を借り受けることとなり、申請になりました。

事業計画ですが、敷地内に、作業用車庫や廃材置場、作業通路を設ける計画です。給排水はありません。雨水は、敷地内砂利敷きとし地内浸透処理します。

総事業費は、自己資金でまかない、金融機関の残高証明が添付されています。こちらは、6月19日に撮影した写真となります。

以上でございます。

ありがとうございました。

ただ今の説明に、ご質問等ありましたら、お受けいたします。

ありませんか。

(「なし」 の声あり)

それでは、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員でございます。

よって、番号1番について、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(福田富美男委員挙手)

はい、福田委員。

わたしは、議案第42号2番を担当いたしました。

申請人及び、申請地は、資料のとおりです。

本申請は、日光市豊田地内において、売買を目的として転用する案件です。

申請地は、豊田地内、大谷向駅前から北東へ600メートルに位置しております。

国道461です。豊田公民館を左折して、300メートルのところが現地になります。

登記簿地目は畑、現況は宅地です。

ここが申請地です。申請する前は、アパートが3棟建っていたそうです。アパートは昭和41年頃建てられまして、平成3年に取り壊されました。譲受人は平成元年に自宅を購入しましたが、敷地が狭くて駐車場もないため、駐車場にしたいと購入したいとのことでした。

現地には、行政書士が立ち会いました。申請地を駐車場に利用する計画で、杭打ちがされていまして。購入資金は、自己資金でまかなうそうです。給排水はありません。雨水は敷地内浸透し、また、始末書が添付されております。

以上のことから、周りにも影響がないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

ご覧のような写真の状況です。始末書も添付されていますので、許可相当と判断しております。

ありがとうございました。

報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。
ここで、担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員
福田富美男推進委員

はい。加藤委員。

何年か前に、アパートが建っていたのですか。

昭和41年頃、ここに3棟建っていたようです。

平成3年に、このアパートを壊したので、この前の家の方が、駐車場に欲しいということで、交渉していたみたいです。

加藤英利農業委員
福田富美男推進委員
加藤英利農業委員
福田富美男推進委員

畑のままでいたということか。

地目は畑。昔は転用しなくても、建物を建てられたとの推測ですけど。

基礎は残ってないのか。

一部、コンクリと思われるものが残っています。

隣地に、アパートが3棟くらい残っていますが、3棟とも空き家です。

行政書士さんは、同じような建物だったと話していました。

福田絹江議長

他に何かありましたら、お受けします。

(「なし。」の声あり)

福田絹江議長

それでは、採決に移ります。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員でございます。

よって、番号2番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

大島昭吾推進委員

はい。大島委員。

わたしは、議案42号の3番を担当しました。

本申請は、日光市室瀬において、資材置場を目的とする転用です。

位置図による説明ですが、室瀬地内、板橋バイパス、日光宇都宮道路です。この交差のあたりから、北西に700メートル行ったところに位置します。

案内図による説明。日光宇都宮有料道路を上がっていきまして、市道です。分かりやすいのは、東武日光線、JR日光線がクロスしている所に、現場が位置します。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況は、畑ですが、ちょっと草が生えている土地です。

申請地を、資材置場に利用する計画で、申請を出されました。持ち主は、譲受人の祖父で、祖父から孫に贈与することです。孫は、吉沢で土木建築業を営んでいて、事業拡張につき資材置き場が少ないことで、今回この土地を利用したいと、本件申請にいたったと、聞いております。

これが、東武日光線、下を通っているのがJR日光線。

北側が、JR日光線、南側が畑、西側がJR日光線、北側が東武日光線、東側が市道となります。

こちらが道路ですが、道路端が低いものですから、30cmくらい碎石で敷砂利するとの話でした。

以上のことから、周りに及ぼす影響は無いと考えられます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員 はい、高橋副部長
今回譲り受ける申請人の孫の会社は、令和3年に設立されましたが、業績が順調だそうです。それにより手狭になったための、祖父から孫への無償贈与になります。
許可されることに、問題ないと思われしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。
報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
ここで、担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。
(大島一比古推進委員挙手)

大島一比古推進委員 はい。大島委員。
申請地云々ではなくて、個人から法人の贈与は、普通考えられないと思うのですが、これは個人への贈与ではないのですか。

大島昭吾推進委員 これは、個人から法人への贈与がどうかとの質問ですか。
大島一比古推進委員 そうです。
大島昭吾推進委員 私の認識では、個人から法人でも問題ないと思います。税金が掛かるかわかりませんが。

大島一比古推進委員 税金は、もちろん、贈与税がありますが。法人格で、贈与はありますか。
大島昭吾推進委員 法人が贈与することがあり得るかということですか。
大島一比古推進委員 法人は無いでしょう、普通。 現実には、できないことではないでしょうが、珍しいので、参考に。
普通、法人なら贈与ではなく、売買や無償売買とか、賃貸とか、色々あると思いますが、今まで、あまり聞いたことがないので。

福田 絹江 議長 事務局、どうですか。
(小又一美事務局長挙手。)

小又一美事務局長 はい、小又事務局長。
大島委員の質問ですが、法人格に対して、贈与が規制されるという根拠は一切ございませんので、今回の件については特に問題ないと考えております。
税法上の取り扱いがどうなるか、先ほど部会のほうからも話があったと思いますが、税法上の取り扱いは、色々あると思います。

大島一比古推進委員 ここで、お売りになった金額で、一般的には変わってくるのでしょうか。

小又一美事務局長 税法上の取り扱いは、色々議論はあると思いますが、基本的に、個人から法人へ、贈与が規制されている法的根拠はございません。

大島一比古推進委員 はい。わかりました。
福田 絹江 議長 他にありましたら、お受けいたします。
無いようでしたら、採決に移ります。
(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長 それでは、番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田 絹江 議長 挙手全員でございます。

よって、番号3番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番、5番については関連がありますので、担当委員の一括の報告を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

私は、議案第42号の4番、5番を担当しました。

4番と5番は、親子関係にあります。申請人及び、申請地等は、資料のとおりです。

本申請は、日光市森友地内において、宅地として利用する、転用案件です。

申請地は、森友地内、今市工業高校から、南に600メートルに位置しています。

県道、今市氏家線から南へ、500メートル入ったところですが。

この辺に、県道、今市氏家線がありまして、細い道を通って現地となります。

登記簿地目は、山林、現況は畑です。

周囲の状況は、東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側も畑です。

ここが、お父さんの土地です、こっちが、息子さんの土地で、これを一括して購入しまして、住宅を建てて、利用するとのことでした。

現地には、工事関係者等と立ち会いました。

申請地を、宅地に利用する計画で、杭打ちがされておりました。

真ん中に境界がありまして、お父さんと、息子さんの境界が、ここにありました。

給排水は、公共の上下水道を利用します。雨水は、宅地内浸透処理します。

現地へ行った時に、このように建造物が出来ていましたので、始末書の添付をお願いしております。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(小池部毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

現地には、写真のとおり重機も入っているし、外構上の構造物も出来上がっており、さらに、砂利等の石も散見されました。始末書の提出を求め、過日、提出されたということで、許可相当と考えます。

福田絹江議長

報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。

担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田重勝推進委員

始末書が添付されているとのことですが、許可ができる前にやって、始末書出せば構わないのですか。

(小又一美事務局長挙手)

福田絹江議長

はい、小又事務局長。

小又一美事務局長

確信犯は認められません。

あくまでも、想定外、本人が分からなかったということでの、始末書

福田重勝推進委員
小又一美事務局長

ですので、これがわかっていてやっているとなれば、別の取り扱いになると考えます。

商売人がやっているのだから、知らないじゃすまないでしょう。

今回は、何とも言えないところですが、事務的には、根拠があれば指導はする。つまり、法令に基づき事務を進める形になります。今回のことに関して、悪意があるかどうか、確信犯かどうかは、計れない部分もあるかと思しますので、現状の手続きで支障ないと考えております。

福田重勝推進委員
福田絹江議長

わかりました。

よろしいでしょうか。

他に、ご意見ありましたら、お受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田絹江議長

それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員でございます。

番号4番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長

続いて、番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員でございます。

番号5番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長

続きまして、日程第11議案43号「非農地証明願について」を議題として、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

大島昭吾推進委員

はい、大島委員。

わたしは、議案43号の1番を担当しました。

本申請は、日光市宮小来川地内において、宅地として利用されている案件です。

位置図の説明ですが、宮小来川地内、県道鹿沼日光線、小来川清滝線が交差しています。黒川神社から北へ300メートル位に位置した場所です。

小来川郵便局から南へ120メートルの場所に位置しています。

現況は、宅地です。

本件は、宮小来川集会所として、利用されているところです。

建物所有者は市、土地所有者は願出人。

平成5年度林業構造改善事業で、旧日光市が建てたと、願出人が話していました。宮小来川集会所として、利用しています。

今回、土地を宮小来川自治会に寄付したく、本申請に及んだと言うことです。

宮小来川自治会は、登記能力を有する自治会ということで、土地を寄付された後は、所有権移転の登記を済ませると、話していました。

平成6年から宅地ということで、29年間宅地として利用してきたということで、問題ないかと思われしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

高橋久美子農業委員 (高橋久美子農業委員挙手)
はい。高橋副部長。
この土地は、願出人の先代の頃から、自治会に寄付しようと言っていたそうです。

福田絹江議長 今回、相続したので寄付しようとしたら、農地だと判明したそうです。そういうことですので、証明することに問題はないと思われまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり)
それでは、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員でございます。
よって、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

富田順子推進委員 (富田順子推進委員挙手)
はい、富田委員。
議案第43号の2番を担当しました。13ページです。
本申請は、所野地内において、宅地として利用しています。
願出人、願出地は資料のとおりです。
申請地は、現在閉校されています所野小学校から西へ140メートルのところですよ。
県道日光今市線です。こちらが日光、こちらが今市、ラーメン店のところを北に入り、所野小学校を目指して、所野小学校を右手に見たところを、左に折れて、西の方向140メートルのところですよ。
東は宅地、西は畑、南も畑、北は道路です。
昭和51年の空中写真が添付されています。
現地には、願出人と行政書士が立ち会いました。
50年以上前から、宅地として利用してまして、この基礎なんですけど、以前に弟さんが家を建てようとして、建築には至らなかったのですがその時に作った基礎の一部です。かなり劣化しておりまして、かなりの年数が経っていると思われまして。
きちんとして、孫に譲りたいとのことでした。
証明することに、問題ないと思われまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長 以上です。
ありがとうございました。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

小池毅農業委員 (小池毅農業委員挙手)
はい。小池部長。
先ほどの、5条申請と比較される場所ですが、こちらの案件は、自動車が進んでいるところ、住宅の進入路として既に使われていること、先ほど説明がありました、古い基礎の存在があることから、非農地として証明して問題ないと考えます。

福田絹江議長 ただいま、報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。
ここで、担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

福田絹江議長 （ 「なし。」の声あり ）
それでは、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 （ 全員挙手 ）
挙手全員でございます。
番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号3番について、担当委員の報告を求めます。
（ 福田富美男推進委員挙手 ）

福田富美男推進委員 はい、福田委員。
わたしは、議案第43号の3番を担当しました。13ページです。
本申請は、日光市藤原地内において、宅地として利用しています。
願出人、願出地は、資料のとおりです。
申請地は藤原地内、川治温泉から北西へ150メートル行った場所にあります。
ここが、川治温泉駅です。ここから、北西に150メートル行った場所にあります。
川治温泉駅前から北へ130メートル行って、左折した場所です。
1131と1130は、一緒に利用しております。
東が宅地、西が道路、あとの周りが宅地になっております。
鬼怒川トンネルを作るときに、残土として出た土をここに持ってきて、埋めたたそうです。
また、この地主の方は藤原町役場へ勤務していて、公共事業なので、了解したそうです。
現況は、石垣で組んであります。
申請地は、キウイ等が植わっておりました。
杭打ちがしてありました。
願出地は、平成元年頃から、宅地として利用しており、30年経過しています。
また、残土が捨ててあるみたいですが、農地を公共事業の残土処理場とすることは、転用許可がいらないと、行政書士が話していました。
証明することに、問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

小池毅農業委員 （ 小池毅農業委員挙手 ）
はい。小池部会長。
写真を見てのとおり、しっかり構造物が出来ていて、キウイが植わってはいますが、非農地として証明希望なので、証明しても問題ないと判断いたしました。

福田絹江議長 以上です。
ありがとうございました。
報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。
ここで、担い手育成部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けい

たします。
 (「なし。」の声あり)
 福田 絹江 議長 それでは、番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 福田 絹江 議長 挙手全員でございます。
 番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 次に、番号4番について、担当委員の報告を求めます。
 (大島昭吾推進委員挙手)
 大島昭吾推進委員 はい、大島委員。
 わたしは議案第43号の4番を担当しました。
 本申請は、日光市今市本町において資材置き場として利用している案件です。
 願出人及び願出地はそれぞれ資料のとおりです。
 位置ですが、願出地は、日光市役所から東へ370メートル進んだところに位置しております。東武日光線のアンダーがある南側です。
 登記簿地目は畑ですが、現況は資材置き場です。
 隣接地は農地法の許可を受けて、作業用敷地となっております。
 隣接地には倉庫が建っており、その隣接地が願出地で、一体となって活用している説明を行政書士から受けました。境界の鋏も打ってありました。
 ここを宅地であるという判断をしたところです。
 平成7年頃から資材置き場として利用されており、隣接地と一体として20年以上利用されています。
 証明することに、問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。
 次に、現地調査後の検討・協議の結果についてから報告願います。
 (高橋久美子農業委員挙手)
 高橋久美子農業委員 はい、高橋副部長。
 先ほど報告第13号の取り消し願いがあった場所です。代替わりにより土地の整理を進めていく中で出てきた案件です。部会では証明することに問題ないとの見解です。ご審議よろしくお願いたします。

福田 絹江 議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (「なし。」の声あり)
 それでは採決に移ります。
 番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。
 (富田順子推進委員挙手)
 はい、富田委員。

富田順子推進委員

14ページ、議案第43号の5番を担当いたしました。本申請は、鬼怒川温泉滝地内において宅地として利用しています。

願出人及び願出地は資料のとおりです。

場所は、今は無料になった龍王峡ラインの料金所から北東170メートルに位置した場所です。藤原塩原線の京塚橋手前を右折し、300メートル行った左側です。

東は公衆用道路、西が畑、南が畑、北は道路で俗にいう6尺の赤道だそうです。

昭和57年に隣接地の2階建ての家を建てる時に、仮住まいとして建てた場所が願出地です。仮住まいとして建てた家に、その後も祖母が居住していましたが、現在は2階建ての家も仮住まいの家も誰も居住していません。整理をしたいということで行政書士に相談したということです。

41年以上経過の土地家屋証明書が添付されております。

証明することに、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

見てのとおりです。証明することに問題ないと判断しました。以上です。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田絹江議長

番号5番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員であります。

よって、番号5番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(神山守推進委員挙手)

はい、神山委員。

神山守推進委員

わたしは議案第43号の6番を担当いたしました。本申請は、日光市山久保地内において山林及び宅地として利用している内容です。

願出人及び願出地はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明。願出地は山久保地内で、県道山久保平ヶ崎線を日光のクリーンセンターから約600メートル西へ進んだところにあります。県道に隣接しています。

公図による説明ですが、登記簿地目は畑です。現況は、3筆ありますが、1494-12が山林、13も山林、14が宅地として現在利用されています。

宅地入り口部分は県道に隣接しています。

東西南北の現況ですが、東側が市道、西側は畑と山林、南側は県道、北側は山林です

昭和24年の今市地震の際に山崩れがあり、元々の家があった場所に

県道の先の川を飛び越えて土砂が押し寄せ、1階部分が壊された。2階部分を利用して、以前畑であった今の住宅の場所に2階部分を移築して使っていた。その後増改築をして現在に至るとのことです。もともと畑だった2筆の部分にも植林をして今に至るとのことです。

現地には願い出人と行政書士が立ち会い、くい打ちがしてありました。願い出地は昭和25年頃から宅地として利用され、72年が経過しております。

証明することに、問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

福田絹江議長 ありがとうございます。

高橋久美子農業委員 次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。
(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

ただいま説明がありましたとおり、今市地震の後に現在の場所に2階部分を移築して家を建てたそうです。それから70数年経過し、雨漏り等家が傷んできたので新築したく、今回の申請となったそうです。ご審議の方よろしくお願いたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田絹江議長 番号6番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員であります。

よって、番号6番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 日程第12、議案第44号「農業経営基盤強化促進法19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉和彦副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹 議案第44号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は15ページになります。

件数は2件、面積合計は3筆で7,615平方メートルとなります。

内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が2件となっております。

「設定をする者(貸人)」・「設定を受ける者(借人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いたします。

福田絹江議長 説明が終わりました。

それでは、質問がございましたらお受けします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。
議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員であります。
よって、議案第44号は、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長 日程第13、議案第45号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(永吉和彦副主幹挙手)
はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。
本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。
総会資料は16ページから22ページになります。
件数は10件で、面積合計は30筆で55,525平方メートルとなります。
「設定をする者」・「設定を受ける者」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 説明が終わりました。
それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり)
それでは採決に移ります。
議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員であります。
よって、議案第45号については、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長 日程第14、議案第46号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

永吉和彦副主幹 議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、ご説明いたします。
総会資料は、23ページになります。
本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により日光市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を求められています。
本件は令和5年3月1日から令和15年12月31日までの期間にお

いて農地バンクを通して中間管理権を設定したものにつき、先月借手を変更するにあたり解約ができたもので、新たな借り手へ賃借権を設定するものです。

件数は1件で、面積は1筆で2, 406平方メートル、対象者数は1名です。

権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは採決に移ります。

議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年6月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後5時3分